

深川市立病院物流管理業務委託仕様書

件 名 深川市立病院物流管理業務委託

委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

委託業務規模（予定）

病床数 183床

入院患者数 150名（令和8年度予定 1日当たり平均）

外来患者数 485名（ 〃 ）

1. 目的

病院内に流通する医薬品、診療材料、消耗品（文房具・日用品）、滅菌物及び印刷物等を総合的に管理し、正確で安定した入出庫及び搬送供給を行い、適正な在庫、購買、消費管理に努めるとともに、材料費の経費節減を目指し、適正な材料の維持による病院経営の後方支援を行うことを目的とする。

2. 委託業務の範囲

(1) 医薬品・物品管理業務

(2) 医薬品・物品搬送業務

(3) その他上記に付随する業務

3. 業務の実施場所

当該業務は、深川市立病院にて行うこととする。

4. 業務内容

別紙「物品管理業務内容」及び「医薬品管理業務内容」のとおり

5. 業務の勤務態勢

(1) 受託者は、業務の円滑な遂行にあたる人員を常に配置すること。また、業務の遂行に支障があると予測される場合は、人員の補強や業務時間外等においても対応し、業務の遂行に万全を期すこと。

(2) 業務日及び業務時間

①月曜日から金曜日。（土日及び祝日は除く）

②年末年始等休日が3日以上あり、供給業務に支障を期すおそれがある場合は、休日に対応する業務予定を計画し、この計画に沿った勤務体制をとること。

③原則として勤務時間（午前8時30分～午後5時30分）とする。

④業務の体制により変更も可とするが、変更があるときは事前に双方で協議するものとする。

6. 受託者及び業務従事者等

- (1) 受託者は、業務に精通した適正な人員を配置するとともに、常に業務従事者教育に努めること。
- (2) 受託者は、200床以上の病院での業務経験を有すること。
- (3) 受託者は、道内に拠点があり経営及び運営状態が安定していること。
- (4) 受託者は、業務従事者に対し、業務従事者として専門的で必要とされる知識技術等の習得を図る教育を継続的に実施し、物流管理業務に関する社内外の各種研修を受けさせること。
- (5) 受託者は、現場に従事するすべての者を病院に届け出ること。また、従事者に異動のあった場合には遅延なく届け出ること。
- (6) 受託者は、業務を行うにあたって、制服、名札等により受託者であることを明示すること。
- (7) 業務従事者に適切でない行動がみられたときは、業務従事者の変更を受託者に要求できるものとする。

7. 物流管理システム

業務を遂行するためには物流管理システムは、病院が用意したものを使用し、運用方法は、病院担当職員の指示に従うものとする。

8. 報告の義務

- (1) 受託者は、定期的に業務報告書を作成し、病院担当職員に提出すること。受託者は、業務中に病院の備品、使用器材等を破損させたとき、または破損・破損個所を発見した場合は、病院担当職員に遅滞なく報告するとともに、適切な判断を下すこと。
- (2) 受託者は、受託業務以外でも異常があれば病院担当職員に遅滞なく連絡を行い、病院担当職員の指示に従うものとする。

9. その他

- (1) 受託者は、病院が提供した業務に必要な器材等を整備し、衛生的に使用すること。
- (2) 受託者は、業務従事者の衛生、風紀及び規律の維持に関し、一切の責任を負うこと。
- (3) 受託者及び業務従事者は、職務上知り得た情報の秘密保持を厳守すること。
- (4) 受託者は業務中に針刺し創傷等の事故が発生した場合は、速やかに病院職員に報告のうえ指示に従うものとする。
- (5) 本仕様書について定めのない事項については、病院と受託者協議のうえ決定するものとする。